

## 建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについて

米子市が発注する競争入札（通常型指名競争入札（公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札をいう。）に付するものを除く。）に付する建設工事（以下単に「建設工事」という。）に置かなければならない技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）については、同一人をもって同時に3件を超える建設工事に係る技術者となることはできないものとし、同時期に発注される複数の建設工事の入札において同一人を当該複数の建設工事における配置予定技術者として入札参加申込みをした者（以下「重複申込者」という。）が、落札結果により落札した建設工事に配置予定技術者を配置することができない場合について、次のように取り扱うものとする。

### 1 重複申込みの報告義務

重複申込者は、入札参加申込みと同時に、配置技術者重複届出書（別記様式）により、その旨の報告を行うものとする。

### 2 報告対象入札

報告の対象となる入札は、同一人を配置予定技術者として申し込むものであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす入札とする。

- (1) 一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札であること。
- (2) 同時期に発注が行われる複数の入札（入札参加の申込日から開札予定日までの期間が重複しているもの）であること。

### 3 落札決定方法

- (1) 専任を要する重複申込者の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 入札結果により、配置予定技術者がいなくなった場合は、

失格とする。

イ 開札日が同日の場合は、落札決定の最も早い入札を有効とする。

ウ 同一人を配置予定技術者とする複数の建設工事で誤って落札決定が行われた場合は、最も早い建設工事以外の落札決定を取り消し、入札参加条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示した者（米子市最低制限価格設定要領（平成20年3月30日施行）に基づく最低制限価格を設けた入札の場合にあっては、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者に限る。）又は米子市にとって最も有利な申込みをした者（米子市総合評価方式による競争入札試行要領（平成19年11月1日施行）に基づく入札に限る。）に対し落札決定を行う。この場合において、誤って落札決定を受けた者が1の手続を行っているときは、指名停止措置を行わないものとする。

(2) 専任を要しない重複申込者の取扱いは、次のとおりとする。

入札結果により入札の辞退を必要とする場合は、開札までに辞退届を提出すること。

#### 4 その他

1による報告が必要な入札において、必要な手続を怠った場合は、指名停止を行うことがある。

#### 5 適用日

令和4年1月6日から適用する。

別記様式

配置技術者重複届出書

米子市長

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、同一の配置予定技術者を重複して入札参加の申込等をしていることを届け出ます。

配置予定技術者名 (現場代理人・主任技術者)	入札番号	工事名	入札参加申込日	開札予定日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

該当箇所にチェックまたは記入してください

・落札希望

- \_\_\_\_\_件中 \_\_\_\_\_件  
 すべて

・立会について

- する  
 しない

※配置技術者重複により、辞退届の提出が必要な場合は立会をお願いします。

立会しない場合でくじ引きになった時は、入札事務に関与しない職員がくじを引きます。